三 調 発第１６４号
令和４年２月２１日

会員各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　　古 尾　圭 一

三重県土地家屋調査士会職印の届出及び証明等手続規程一部改正について
（お知らせ）

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、三重県土地家屋調査士会会則改正に伴い標記規程を一部改正することとなりました。

つきましては、同規程の改正について、令和４年２月１７日開催の理事会にて、「三重県土地家屋調査士会職印の届出及び証明等手続規程一部改正」を定める承認決議が可決されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

三重県土地家屋調査士会職印の届出及び証明等手続規程 一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【改正前】
（職印の届出等） **第 2 条**　職印は、本会の会員が土地家屋調査士業務のため使用する印鑑で、届出は土地家屋調査士である会員（以下「調査士会員」という。）1 個に限る。また、主たる事務所を有する土地家屋調査士法人である会員（以下「1 号法人会員」という。）及び従たる事務所のみを有する土地家屋調査士法人である会員（以下「2 号法人会員」という。）については、代表社員のある場合はその者、法人に代表社員の定めのない場合はそれぞれ所属する社員（会員）1 個とする。	（職印の届出等） **第 2 条**　職印は、本会の会員が土地家屋調査士業務のため使用する印鑑で、届出は土地家屋調査士である会員（以下「調査士会員」という。）並びに主たる事務所を有する土地家屋調査士法人である会員（以下「1 号法人会員」という。）及び従たる事務所のみを有する土地家屋調査士法人である会員（以下「2 号法人会員」という。）それぞれ 1 個に限る。
2　会員は、別紙第 1 号様式による印鑑届及び印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。	2　会員は、別紙第 1 号様式による印鑑届及び印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。
第 3 条～第 4 条　省略	**第 3 条～第 4 条**　省略
（職印の届出の不受理） **第 5 条**　本会は、職印が次の各号の一に該当するときは、その届出を受理することができない。	（職印の届出の不受理） **第 5 条**　本会は、職印が次の各号の一に該当するときは、その届出を受理することができない。

(1) 日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)に備え置かれた土地家屋調査士名簿に登録された氏名又は職名が使用されていないもの。	(1) 調査士会員の場合に、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)に備え置かれた土地家屋調査士名簿に登録された氏名又は氏名が使用されていないもの。但し、土地家屋調査士名簿に職名の記載を受けた者については、その職名が使用されていないもの。
(2) 法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの。	(2) 1号法人会員又は2号法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの。
(3) 調査士会員の場合に、土地家屋調査士である旨を表していないもの。	(3) 調査士会員の場合に、土地家屋調査士である旨を表していないもの。
(4) 土地家屋調査士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。	(4) 土地家屋調査士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。
(5) ゴム印等印形の変形しやすいもの。	(5) ゴム印等印形の変形しやすいもの。
(6) 印形の大きさが一辺の長さ一センチメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ三センチメートルの正方形に収まらないもの。	(6) 印形の大きさが一辺の長さ一センチメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ三センチメートルの正方形に収まらないもの。
(7) 印影の照合が困難なもの	(7) 印影の照合が困難なもの
第6条～第11条 省略	**第6条～第11条** 省略
附　則 **(施行期日)** この規程の変更は、令和4年2月17日から施行する。	附　則 **(施行期日)** 新設

三重県土地家屋調査士会
職印の届出及び証明等手続規程

(目的)

第1条　この規程は、三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第9条の規定に基づき、土地家屋調査士法施行規則第20条に定める印鑑(以下「職印」という。)の届出及び証明に必要な事項を定める。

(職印の届出等)

第2条　職印は、本会の会員が土地家屋調査士業務のため使用する印鑑で、届出は土地家屋調査士である会員(以下「調査士会員」という。)1個に限る。また、主たる事務所を有する土地家屋調査士法人である会員(以下「1号法人会員」という。)及び従たる事務所のみを有する土地家屋調査士法人である会員(以下「2号法人会員」という。)については、代表社員のある場合はその者、法人に代表社員の定めのない場合はそれぞれ所属する社員(会員)1個とする。

2　会員は、別紙第1号様式による印鑑届及び印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。

(職印の使用)

第3条　会員は、会則の定めるところにより本会に提出する書面に記名又は署名押印するときは、職印を押印しなければならない。

(改印手続)

第4条　会員は、届け出た職印を紛失その他の事由で改印しようとするときは、別紙第2号様式による改印届に、別紙第1号様式の印鑑紙を添えて提出しなければならない。

2　会則第9条の職印の届出及び前項の改印の届出は、無料とする。

(職印の届出の不受理)

第5条　本会は、職印が次の各号の一に該当するときは、その届出を受理することができない。

(1) 日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)に備え置かれた土地家屋調査士名簿に登録された氏名又は職名が使用されていないもの。

(2) 法人会員の場合に、登記された名称が使用されていないもの。

(3) 調査士会員の場合に、土地家屋調査士である旨を表していないもの。

(4) 土地家屋調査士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。

(5) ゴム印等印形の変形しやすいもの。

(6) 印形の大きさが一辺の長さ一センチメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ三センチメートルの正方形に収まらないもの。

(7) 印影の照合が困難なもの。

(印鑑届出原簿)

第6条　本会は、職印届出原簿を調製し、職印の届出を受理したときは、第2条第2項又は第4条第1項の印鑑紙を編綴しておかなければならない。

2　会員が退会した場合及び改印の届出があった場合において、旧印鑑紙は、廃止職印原簿を調製し編綴しておかなければならない。なお、廃止された印鑑紙の保存期間は廃止後30年間とする。

3　職印届出原簿及び廃止職印原簿はこれを閲覧に供してはならない。

(証明の請求及び証明料)

第7条　会員は、届け出た職印について証明を請求することができる。

2　前項の証明料は、1通500円とし、現金又は郵便小為替で納付する。

3　返送を希望する場合は、原則返信用封筒を同封とする。

(証明の手続き)

第8条　職印の証明書の交付を請求するには、別紙第3号様式による職印証明交付申請書(以下「職印証明申請書」という。)を提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 申請人又はその代表者(2 号法人会員の場合は、その事務所に常駐する社員である調査士会員も含む。)若しくは代理人の氏名

(2) 事務所(2 号法人会員の場合は、主たる事務所も記載)

(3) 調査士会員の場合は登録番号、1 号法人会員又は 2 号法人会員の場合は法人番号

(4) 請求する証明書の数

(5) 証明料の額

(6) 申請年月日

(7) 土地家屋調査士の表示

3　第 1 項の請求があった場合には、本会は、別紙第 4 号様式による職印証明書に証明文を付し、年月日及び職氏名を記載し、本会会長印を押して、これを交付する。

(証明書の交付)

第 9 条　職印証明申請書の提出及び職印証明書の受領を会員の補助者が行う場合には、補助者証の提示を求めることができる。

(証明書の管理)

第 10 条　職印証明書の交付及び管理については、総務経理部が所管する。

2　本会に職印証明書交付台帳及び職印証明申請書綴り帳を備える。

3　職印証明書交付台帳には、受付年月日、発行番号、交付枚数並びに会員名及び受領者名を記載し、順次記録するものとする。

4　職印証明書交付台帳及び職印証明申請書綴り帳は、公布の日から 5 年間保存するものとする。

5　職印証明書交付台帳は、磁気ディスクに記録する方法により管理することができる。

(規程の変更)

第 11 条　この規程の変更は、理事会の承認を要するものとする。

附　　則

(施行期日)

この規程は、平成１７年３月７日から施行する。

附　　則

(施行期日)

この規程の変更は、平成２３年１２月１６日から施行する。

附　　則

(施行期日)

この規程の変更は、令和４年２月１７日から施行する。